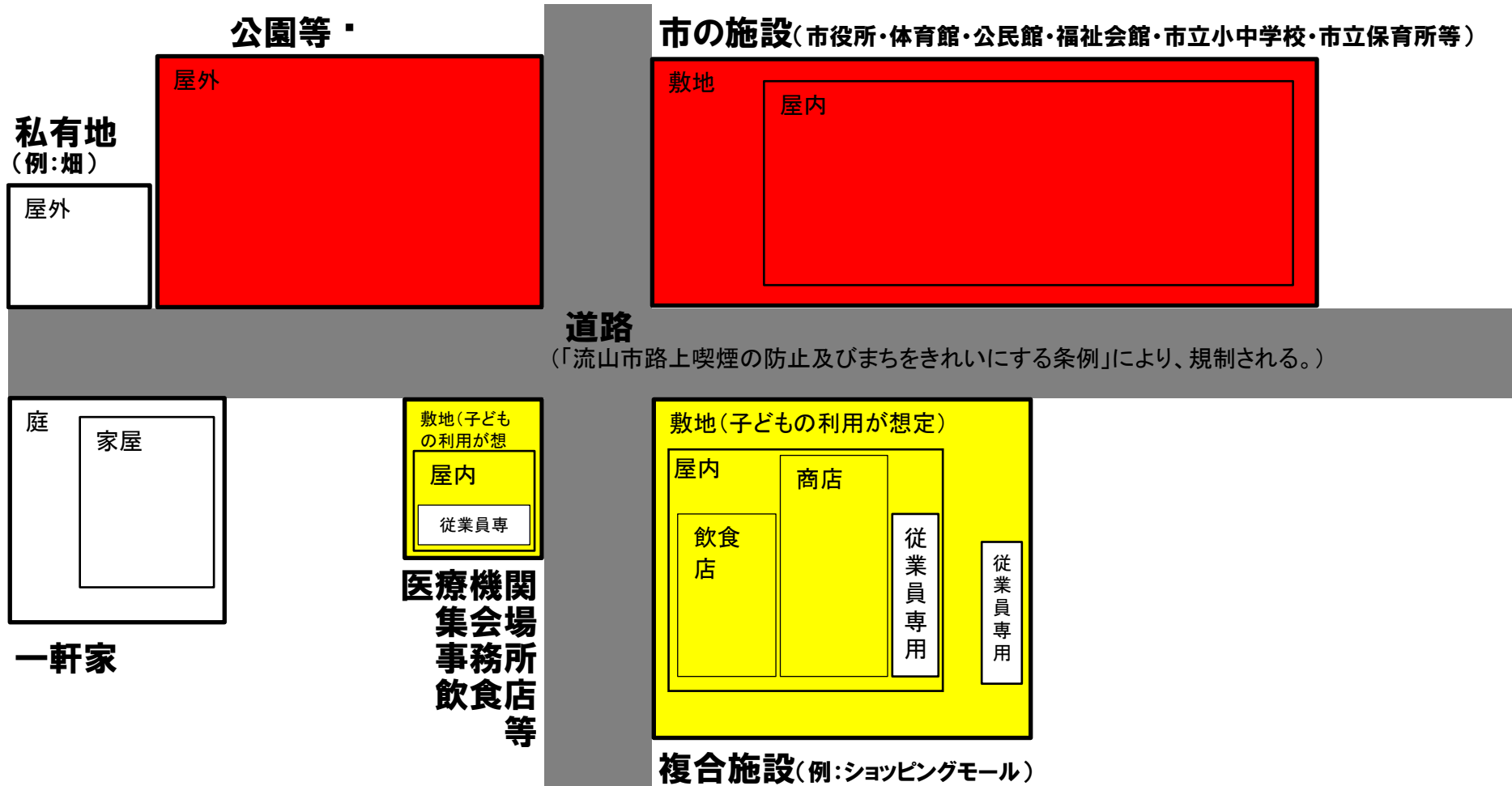


公共的空間・公共的施設の考え方



「公共的空間」 …(9条)義務／全面禁煙 …(8条)努力義務／全面禁煙又は分煙
不特定または多数の者が利用することができる空間(居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、もっぱら特定の者が出入りする区域及び道路を除く。)をいう。

「公共的施設」
学校、体育館、病院、集会場、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に規定する施設(当該施設の敷地を含む)をいう。